

いざというときの行動 2 屋内退避

屋内退避とは、建物の中に入ることによって放射性物質の吸収抑制や放射線を避け、被ばくの低減を図る避難行動です。市では事態の進展状況により、「屋内退避勧告」を発令します。

事故が収束した場合には屋内退避勧告を解除します。

- 外から帰った場合
屋内に入ったら顔や手を洗い、うがいをしましょう。
- ペット
ペットは屋内に入れましょう。
- 外気の遮断
外気が入るのを防ぐため、ドアや窓を全部閉め、換気扇などを止めましょう。
- 食品
食品には、フタやラップをしましょう。
- このほか「非常時持ち出し品」の確認など、万が一の避難に備えた準備を行ってください。
- やむを得ず外出する場合は、長そで、長ズボン・帽子・マスク・手袋などの着用を心がけてください。
- 情報収集・避難行動
防災行政無線やテレビ、ラジオ、携帯電話などから新しい情報を入手しましょう。

原子力災害に備えて

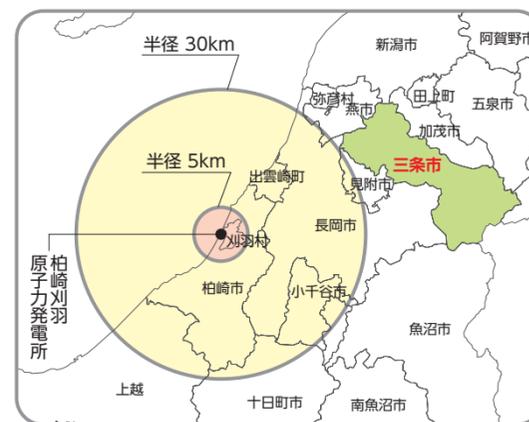
～いざというときの行動～

原子力災害とは、自然災害や事故等により原子力発電所などから放射性物質が放出され、周辺地域の人体、環境に有害な影響を及ぼすことです。

三条市では、市民の安全を守るために、国・県・市内市町村等と連携しながら原子力防災の取組を行っています。

この原子力防災ガイドは、原子力災害の発生に備えて、いざというときに市民のみなさんがどのように行動したら良いかをまとめたものです。

普段から非常時の行動を頭に入れ、万が一の場合は落ち着いて行動しましょう。



いざというときの行動 3 避難指示に基づく避難行動

市内において1時間あたり20マイクロシーベルトを超える放射線量率を計測したときは、避難先(※)を指定した上で、住民に避難指示を発令します。

(※) 原子力災害時の避難先として、福島県会津若松市、喜多方市、南会津町、只見町、下郷町及び檜枝岐村と災害時相互応援協定を締結しています。

避難の方法

- 原則、自家用車で避難してください。
- 自家用車で避難できない方は、市が指定する避難時集合場所(震災時の第1次避難所及び第2次避難所)に集まり、市が手配したバスなどで避難します。

問い合わせ先：三条市総務部行政課 防災対策室 電話 34-5511 (内線339・469)

いざというときの行動

緊急事態
発生!

1 情報
入手

放射性物質
の放出

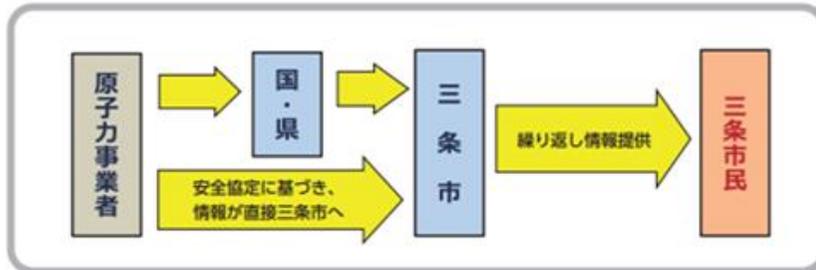
2 屋内
退避

3 避難

いざというときの行動 1 正確な情報の入手

市では早い段階からあらゆる手段を用いて災害情報をお伝えします。うわさやデマなどの不確実な情報にまどわされないようにしましょう。

●情報伝達のイメージ



●情報入手の手段

携帯電話・スマートフォン (三条市メール配信サービス・エリアメール)

防災情報などをメールで配信します。



三条市メール配信サービスを希望される場合は、あらかじめ、登録をお願いします。



ラジオ

燕三条エフエム放送 (76.8MHz) では、三条市の災害情報を優先的に放送する「緊急割込放送」を行います。

(緊急告知FMラジオ)



防災行政無線

市内 190 か所に設置した屋外スピーカーから緊急放送を流します。



広報車



報道機関 (テレビニュースなど)



三条市ホームページ <https://www.city.sanjo.niigata.jp/>

■放射線の情報

モニタリングポスト (放射線観測装置) を設置し、放射線測定データを公開しています。



■三条市の原子力災害防護措置基準

三条市内において1時間あたり
1マイクロシーベルトを超える
空間放射線量率を検出した場合

屋内退避

三条市内において1時間あたり
20マイクロシーベルトを超える
空間放射線量率を検出した場合

避難

※これらの値に達しない場合でも状況により、勧告、指示を発令する場合があります。

日常生活と放射線

私たちは普段の生活の中でも放射線を浴びています。放射線は「人工放射線」と「自然放射線」に分けられますが放射線の本質に違いはありません。

